

最上町農業委員会第10回総会議事録

日 時 令和3年3月25日(木) 午前10時00分～
場 所 最上町役場3階 大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 渡邊紀栄	2番 山口昌子	3番 伊藤誠
4番 藤畑智	5番 二戸孝一	6番 五十嵐一春
7番 渡部浩栄	8番 小林吉雄	9番 中島日出夫
10番 庄司千賀夫	11番 奥山勝明	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

菅 幸志	今田源光	伊藤 凡
齊藤和広	菅 惇	大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局長 板垣誠弘 庶務係長 後藤卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条に規定による許可申請について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

議案第3号 農業委員会が定める別段の面積について

議案第4号 「農業委員会の適正な事務実施について」に係る令和2年度

の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和2年度最上町農業委員会第10回総会を開会いたします。本日は全員出席しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。それでは、6番委員、9番委員両名にお願いいたします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理したものである。令和3年3月25日提出。
(報告第1号 朗読説明 1件)

議 長 : ただ今報告第1号について事務局より説明がありました。農地法第18

条第6項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。令和3年3月25日提出。
(議案第1号 朗読説明3件)

議長 : 議案第1号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら採決いたします。議案第1号について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり承認されました。次に、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を願います。

事務局 : 議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を決定しようとするものである。令和3年3月25日提出。
(議案第2号 朗読説明49件)

議長 : ただいま事務局より説明がありました。議案第2号については49件の議案がありますが、9番、15番～21番、49番は当事者がおりますので、9件を除いた案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。
(11番委員挙手)

11番委員 : 13番について耕作者が今までと同じようだが、農業委員会を通した契約はしていなかったのか？

事務局 : 基盤法の賃貸借契約をしておりましたが、先月解約いたしました。今回、中間管理機構を通した契約をいたしました。機構集積協力金の対象にはならないということで納得いただいています。

11番委員 : 13番の寺ノ沢の一部に農道を作りたいという話があるが、貸し借りをしている土地の場合、誰に話をすればいいのか教えていただきたい。

事務局 : 先ずは所有者へお話をしていただき、貸人・借人との話がまとまれば、貸し借りの契約を一旦解約していただくこととなります。
農道がかかる予定の土地の部分を変更し、再契約を行うようになると思います。

議長 : 他にございませんか。
(今田委員挙手)

今田委員 : 11 番について、申請個所と土地の境目が合っていないようですが、どういうことになっているのでしょうか。

事務局 : 隣の土地の所有者が契約する方と違う方だったため、位置図ではそのようになっていますが隣の土地の部分も耕作します。両方で話をしておりますので問題はないと思います。

議長 : 他にございませんか。ないようでしたら、議案第 2 号の 9 件を除いた案件につきまして採決いたします。議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号の 9 件を除いた案件については、原案のとおり承認されました。続きまして、9 番の案件ですが、会議規則第 11 条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第 2 号の 9 番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第 2 号の 9 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号の 9 番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

続きまして、15 番～21 番の案件ですが、会議規則第 11 条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第 2 号の 15 番～21 番の案件について質疑をお願いいたします。

ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第 2 号の 15

番～21 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号の 15 番～21 番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

続きまして、49 番の案件ですが、会議規則第 11 条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第 2 号の 49 番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第 2 号の 49 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号の 49 番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

議 長 : 続きまして、議案第 3 号「農業委員会が定める別段面積について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 3 号「農業委員会が定める別段の面積について」農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める別段の面積を、農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定により次のように定める。令和 3 年 3 月 25 日提出。
最上町農業委員会が定める別段の面積は最上町全域で 30 アールです。

議 長 : 議案第 3 号につきまして、質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、最上町の下限面積 30 アールで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

続きまして、議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施について」に係る令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について、事務局より説明願います。

事 務 局 : 議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施について」に係る令和 2 年度の農業委員会の点検・評価（案）及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について、令和 3 年 3 月 25 日提出。

下記のとおり、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知）点検・評価及び活動計画の策定及び点検・評価結果等の報告に基づく、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を提出するものである。

（議案第4号 朗読説明）

以上です。こちらの内容を4月からHPに公開し1ヶ月間、意見等を聞きながら、修正をいたしまして、令和3年6月の総会で提案し、承認をいただくことになります。それで、令和3年度の目標と活動計画は確定となります。

議長：ただ今、議案第4号令和2年度の点検評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について事務局より説明されたところであります。皆さんからは、同意ということで採決したいと思っております。ご意見ご質問ありませんか。ないようでしたら、議案第4号について同意する方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員同意であります。よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議長：以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、令和2年度最上町農業委員会第10回総会を閉会いたします。